

動物の飼養または収容施設の許可を必要とする区域の指定新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>○動物の飼養または収容施設の許可を必要とする区域の指定</p> <p style="text-align: right;">昭和四十七年一月二十一日 告示第五十八号</p> <p>化製場等に関する法律(昭和二十三年法律第四百十号)第九条第一項の規定によつて、動物の飼養又は収容施設の許可を必要とする区域を次のように指定し、昭和三十二年広島県告示第十三号(動物の飼養又は収容施設の許可を必要とする区域の指定)は、廃止する。</p> <p>竹原市 (略)</p> <p>三原市 旭町一丁目、同二丁目、古浜一丁目、同二丁目、同三丁目、東町一丁目、同二丁目、同三丁目、館町一丁目、同二丁目、城町一丁目、同二丁目、同三丁目、本町一丁目、同二丁目、同三丁目、港町一丁目、同二丁目、同三丁目、西町一丁目、同二丁目、宮浦一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、皆実一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、宮沖一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、円一町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、<u>糸崎町、広友町一丁目、同二丁目、時貞町一丁目、同二丁目、寿町一丁目、同二丁目、古城通一丁目、同二丁目、中之町、中之町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、同七丁目、同八丁目、同九丁目、中之町南、西</u></p>	<p>○動物の飼養または収容施設の許可を必要とする区域の指定</p> <p style="text-align: right;">昭和四十七年一月二十一日 告示第五十八号</p> <p>化製場等に関する法律(昭和二十三年法律第四百十号)第九条第一項の規定によつて、動物の飼養又は収容施設の許可を必要とする区域を次のように指定し、昭和三十二年広島県告示第十三号(動物の飼養又は収容施設の許可を必要とする区域の指定)は、廃止する。</p> <p>竹原市 (略)</p> <p>三原市 旭町一丁目、同二丁目、古浜一丁目、同二丁目、同三丁目、東町一丁目、同二丁目、同三丁目、館町一丁目、同二丁目、城町一丁目、同二丁目、同三丁目、本町一丁目、同二丁目、同三丁目、港町一丁目、同二丁目、同三丁目、西町一丁目、同二丁目、宮浦一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、皆実一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、宮沖一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、円一町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、<u>糸崎一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、同七丁目、同八丁目、糸崎南一丁目、同二丁目、中之町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、同七丁目、同八丁目、同九丁目、中之町南、西宮一丁</u></p>	

現行	改正案	備考
<p><u>宮町</u>、西宮一丁目、同二丁目、西野一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、<u>頼兼一丁目、同二丁目、明神一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目</u>、<u>田野浦町</u>、田野浦一丁目、同二丁目、同三丁目、青葉台、<u>宗郷町、和田町</u>、貝野町、<u>須波町、須波西町、新倉町</u>、幸崎町能地、学園町、<u>本郷町本郷、同町下北方、同町南方字杉臼</u>、同字足蔭、同字見川、同字副礼、同字松江沖、同字荏安、同字椋本、同字安宗、同字光清、同字才崎、同字尾迫及び同字是宗</p> <p>尾道市～東広島市（略）</p> <p>廿日市市 大東、桜尾本町、桜尾一丁目、同二丁目、同三丁目、天神、廿日市一丁目、同二丁目、須賀、本町、住吉一丁目、同二丁目、<u>下平良</u>、平良一丁目、同二丁目、平良山手、駅前、可愛、新宮一丁目、同二丁目、下平良一丁目、同二丁目、串戸一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、宮内一丁目、同四丁目、峰高一丁目、同二丁目、宮内字新屋敷、同字河田、同字北山、同字宮迫、同字鏡田、同字針田、同字玉の井、同字砂原、同字國廣、六本松一丁目、同二丁目、地御前北一丁目、同二丁目、同三丁目、地御前(字我迫、字大神及び字木上を除く。)、地御前一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、</p>	<p>目、同二丁目、西野一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、<u>頼兼一丁目、同二丁目、明神一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目</u>、田野浦一丁目、同二丁目、同三丁目、青葉台、<u>宗郷一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目</u>、<u>和田一丁目、同二丁目、同三丁目</u>、貝野町、<u>須波一丁目、同二丁目、須波西一丁目、同二丁目、須波ハイツ一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目</u>、<u>新倉一丁目、同二丁目、同三丁目</u>、幸崎町能地、学園町、<u>本郷北一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目</u>、<u>本郷南一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、同七丁目</u>、<u>下北方一丁目、同二丁目</u>、<u>本郷町南方字杉臼</u>、同字足蔭、同字見川、同字副礼、同字松江沖、同字荏安、同字椋本、同字安宗、同字光清、同字才崎、同字尾迫及び同字是宗</p> <p>尾道市～東広島市（略）</p> <p>廿日市市 大東、桜尾本町、桜尾一丁目、同二丁目、同三丁目、天神、廿日市一丁目、同二丁目、須賀、本町、住吉一丁目、同二丁目、<u>下平良字小野</u>、平良一丁目、同二丁目、平良山手、駅前、可愛、新宮一丁目、同二丁目、下平良一丁目、同二丁目、串戸一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、宮内一丁目、同四丁目、峰高一丁目、同二丁目、宮内字新屋敷、同字河田、同字北山、同字宮迫、同字鏡田、同字針田、同字玉の井、同字砂原、同字國廣、<u>同字大幸、同字東岡迫、同字西岡迫、同字的場、同字石原、同字佐原田、同字高通、同字大方、同字峰高(山地部に限る。)、同字長尾(山地部に限る。)</u>、</p>	

現行	改正案	備考
<p>同五丁目、阿品一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、阿品台一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、阿品台東、阿品台西、阿品台北、<u>佐方(字同免、字大谷及び字宮の上を除く。)</u>、佐方一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、山陽園、佐方本町、城内一丁目、宮園一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、同七丁目、同八丁目、同九丁目、宮園上一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、四季が丘一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、同七丁目、同八丁目、同九丁目、同十丁目、同十一丁目、四季が丘上、陽光台一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、上の浜一丁目、同二丁目、下の浜、大野一丁目、同二丁目、大野字原、大野原一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、梅原一丁目、同二丁目、塩屋一丁目、同二丁目、沖塩屋一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目及び宮島町(字入浜、字大砂利、字藤ヶ浦、字櫛の木、字長浦、字御床及び字アテの木を除く。)</p>	<p><u>同字野坂(山地部に限る。)</u>、六本松一丁目、同二丁目、地御前北一丁目、同二丁目、同三丁目、地御前(字我迫、字大神及び字木上を除く。)、地御前一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、阿品一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、阿品台一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、阿品台東、阿品台西、阿品台北、<u>阿品台山の手、佐方字同免、同字大谷(耕地部に限る。)</u>、<u>同字宮ノ上</u>、佐方一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、山陽園、佐方本町、城内一丁目、宮園一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、同七丁目、同八丁目、同九丁目、宮園上一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、四季が丘一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、同七丁目、同八丁目、同九丁目、同十丁目、同十一丁目、四季が丘上、陽光台一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、<u>木材港北、木材港南、上平良字伴丈木(耕地部に限る。)</u>、<u>同字堂垣内(耕地部に限る。)</u>、<u>同字末森、同字郡塚(耕地部に限る。)</u>、<u>宮内工業団地、永原字畦巻、同字芝居田、同字寺大迫山(山地部に限る。)</u>、<u>峠字埜、同字西谿、同字行免、同字鹿田、同字佛ノ前、同字横林、同字田中、同字八幡原、同字久保田、同字大宅、同字柳水(山地部に限る。)</u>、<u>同字沖地(山地部に限る。)</u>、<u>友田字里地、同字氏森、同字橋桁、同字法伝平、同字小森、同字小林(山地部に限る。)</u>、<u>河津原字上中組、同字下中組、同字下中山谷、同字中小路、同字小森、津田字諏訪、同字槇ヶ峠、同字別府、同字小更、同字並田、同字江尻、同字東横矢、同字西横矢、同字中小原、同字下小原、同字沖横矢、同字下市、同字丸山(山地部に限る。)</u>、</p>	

現行	改正案	備考
<p>江田島市～豊田郡（略）</p>	<p>上の浜一丁目、同二丁目、下の浜、大野一丁目、同二丁目、大野字原、<u>同字高見、同字鯛ノ原、同字水口、同字中別府、同字三鎗谷、同字土井、同字田屋、同字高畑、同字陣場、同字筏津、同字沖筏津、同字池田、同字棚田、同字知安、同字別府、同字下更地、同字上更地、同字熊ヶ浦、同字早時、同字水ノ腰、同字小田ノ口、同字中津岡、同字滝ノ下、同字郷、同字護安、同字鳴川、同字福面(山地部に限る。)、同字対巖山(山地部に限る。)、同字前空(山地部に限る。)、同字清水峯(山地部に限る。)</u>、大野原一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、梅原一丁目、同二丁目、塩屋一丁目、同二丁目、沖塩屋一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、<u>宮島口一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、宮島口東一丁目、同二丁目、同三丁目、宮島口西一丁目、同二丁目、同三丁目、宮島口上一丁目、同二丁目、福面一丁目、同二丁目、同三丁目、対巖山一丁目、同二丁目、同三丁目、深江一丁目、同二丁目、同三丁目、前空一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、物見東一丁目、同二丁目、物見西一丁目、同二丁目、同三丁目、大野中央一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、林が原一丁目、同二丁目、丸石一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、宮浜温泉一丁目、同二丁目、八坂一丁目、同二丁目及び宮島町(字入浜、字大砂利、字藤ヶ浦、字櫛の木、字長浦、字御床及び字アテの木を除く。)</u></p>	

現行	改正案	備考
	<p><u>改正文(平成二二年三月一五日告示第一九四号)抄</u> <u>平成二十二年四月一日から施行する。</u></p>	